

特別職職員等の倫理違反に係る再発防止策 実施状況報告

最終報告書			新規	実施内容		実施時期									
						8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8	
1 法令や倫理規程の理解と遵守の徹底	(1)意識改革	・市長が倫理規程の重要性を職員に説諭	○ ・市長訓示(全体部長会議)	8月実施済み											
			○ ・市長記者会見での再発防止策の発表(表明)	10月実施済み											
			○ ・倫理監督者(部長職)が倫理規程遵守を宣誓	11月実施済み											
			・全職員への服務規律の確保のインフォメーション掲載(R7年度4回実施済)	随時											
	(2)研修等の法令や倫理規程についての知識の取得	・充実した研修の実施(外部講師、事例、ディスカッション形式、習熟度確認、定期)	○ ・外部講師(弁護士・行政経験者等)による具体的な事例や判例を交えた研修	11月実施済み											
			・一般職員に対する職員倫理研修	各階層別研修時等											
			○ ・eラーニングでの習熟度確認	令和8年度											
		・冊子を職員に配布	○ ・関係規程と対応フロー等をまとめた冊子(電子)を作成、職員配布(職員倫理ハンドブックの拡充)	令和8年度											
	2 法令や倫理規程の遵守できる体制の整備	(1)第三者からの不当な働きかけを最小限にする努力	・市長が明らかにすべき	○ ・市長記者会見での再発防止策の発表(表明)	10月実施済み										
			・制度の見直しと周知	○ ・働きかけ記録制度の見直し	3月予定										
○ ・退職者の再就職の届出制度の見直し				3月予定											
(2)不当な働きかけに対して抗うことができる体制		・対応のマニュアル化	○ ・手続きのフロー化、対応マニュアルの整備	3月予定											
		・幹部用研修	○ ・部長、次長職への研修を実施	11月実施済み											
		・職員が適切に判断できる	・不当要求行為(カスハラ)等に関する事例検討会	2月予定											
		・幹部用外部相談窓口	・公益通報等の外部相談窓口(弁護士等)の設置	顧問弁護士にて実施済											
(3)組織の中で守られる体制		・公益通報制度の周知	○ ・公益通報保護制度の周知(インフォメーション掲載)	11月実施済み											
		・対応のマニュアル化	○ ・手続きのフロー化、対応マニュアルの整備	3月											
3 状況の再確認と見直し		運用状況の確認と評価、改善を繰り返す	○ ・毎年、取組の実施をホームページ等で公表(人事行政の運営等の状況)	11月実施済み											
	○ ・毎年、倫理委員会にて、各取組を確認、評価、改善、ホームページで公表		委員会開催時												